

当座勘定取引における「暴力団排除条項」の一部改正について

当組合は、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおりますが、その取り組みの一環として、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成22年11月1日より預金規定等を改正し暴力団排除条項を導入いたしました。

このたび、東日本大震災の復興事業に関する暴力団の介入事案の発生が危惧されていることから、警察庁および金融庁からの要請を受け、当座勘定取引の暴力団排除条項を実態に即してより明確化するため、当座勘定規定を改正し、平成23年9月5日より適用させていただきます。

本規定に基づき、当座勘定を開設される場合には、反社会的勢力ではないことを表明し確約していただくこととなります。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご了承願います。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを行ってまいりますので、お客様にはこの取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

<主な改正内容>

(1) 反社会的勢力の属性要件の明確化

反社会的勢力の属性要件については、「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）と規定しておりましたが、今回、反社会的勢力の属性の一層の明確化を図るため、次の①～⑤の要件を追加致しました。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

また、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者については、暴力団との関係が断ち切れていない蓋然性が高い実態を前提として、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を属性要件に追加致しました。

(2) 免責・損害賠償規定の追加

暴力団排除条項の適用により生じた損害については当組合は責任を負わない旨、逆に当組合に損害が生じたときは損害賠償責任を負う旨の規定を追加致しました。

以上